

# 薬物規制に関する法律と罰則

○薬物乱用は、乱用者自身の精神や身体に害を及ぼすだけでなく、家庭の崩壊、殺人、放火等悲惨な事件の原因となる場合があります。

○薬物を不正に 輸出・輸入、製造、栽培、譲渡・譲受、所持、使用する者は、以下の法律により厳正に対処されます。

法律	薬物	禁止事項					
		輸出・輸入	製造	栽培	譲渡・譲受	所持	使用
覚せい剤取締法	覚せい剤	A	A	—	B	B	B
麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン	A	A	—	B	B	B
	その他の麻薬 (モルヒネ・コカイン・MDMA など)	B	B	—	C	C	C
	麻薬原料植物 (マジックマッシュルームなど)	B	—	B	C	C	C
	向精神薬	D	D	—	E	E	—
あへん法	けし・けしがら	B	—	B	C	C	F
	あへん	B	B	—	C	C	F
大麻取締法	大麻 (マリファナなど)	G	—	G	H	H	H
毒物及び劇物取締法	シンナー・トルエン	—	—	—	I	I	I
薬事法	危険ドラッグ「指定薬物」 <sup>※1</sup>	J	J	—	J	※2	

## 【罰則の例】

- A…無期又は3年以上の懲役，  
1000万円以下の罰金
- B…1年以上の有期懲役，  
500万円以下の罰金
- C…1年以上10年以下の懲役，  
300万円以下の罰金
- D…7年以下の懲役，  
200万円以下の罰金
- E…5年以下の懲役，100万円以下  
の罰金（譲渡のみ）
- F…7年以下の懲役
- G…10年以下の懲役，  
300万円以下の罰金
- H…7年以下の懲役，  
200万円以下の罰金
- I…2年以下の懲役，  
100万円以下の罰金
- J…5年以下の懲役，  
500万円以下の罰金

※1 指定薬物リストは日々更新されています。「脱法」・「合法」の勧誘表現に騙されないようにしましょう。

※2 依存度が高い薬物は、「麻薬及び向精神薬取締法」により所持・使用が禁止されています。